

発生日	2011/11/5
発生場所	東京都
一般名称	エレベーター
事故の概要	男性が、荷物の搬入のために、エレベーターで地下1階から1階に移動中、エレベーターの床と地下1階のドアフレームの間に頭を挟まれた。 (病院に搬送後死亡)
調査の状況	<p>○昇降機等事故調査部会において調査を実施、部会委員による現地調査の他、国土交通省によるヒアリング調査を実施。</p> <p>○エレベーターに関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 店舗に設置されたエレベーターであり、道路に面した1階から、駐車場があるB1階まで昇降する。 2) 当該エレベーターは自動車運搬用として設置されたものであり、自動車から外に出ることなく利用するものであるため、乗用エレベーターに必要なかごの扉は設けられていなかった。当該エレベーターのかごの側壁は1.8mであり、かご内の操作盤は、自動車に乗車したまま操作できる位置にあった。 3) 事故当時、当該エレベーターのかごの床面積の半分近くに、商品を載せたコンテナが載せられていた。また、駐車場である地下1階は商品倉庫となっており、駐車場として使えない状態であり、自動車運搬用エレベーターを乗用又は荷物用として使用していた。 <p>○事故当時の状況</p> <p>被害者は、地下1階から1階に移動中に、入口側に倒れた。被害者が倒れた理由は不明。かご扉が無いため、頭がかご床の外側にはみ出した状態で、エレベーターが上昇を続けたため、かご床と地下1階の乗場ドアを固定するドアフレームの間に頭を挟まれた。</p> <p>○本エレベーターの機器の異常は確認できなかった。自動車運搬用エレベーターを、必要な改修を行わないまま乗用又は荷物用エレベーターとして違法な利用をしていたことが原因であると認められる。</p>
	調査終了
再発防止策	<p>○緊急点検について</p> <p>特定行政庁に対して、事故機の所有者である事業者の全国にある他の全ての店舗に設置している自動車運搬用エレベーター等について、用途転用がおこなわれていないか調査をするよう依頼した。調査の結果、自動車運搬用エレベーターは他になく、荷物用エレベーターが18台あったが、用途転用が行われていないことが確認された。</p> <p>○管理者に対する指導</p> <p>特定行政庁より管理者に対して地下部分を駐車場として使用すること、自動車用エレベーターを適切に使用することについて指導を実施した。</p>